# 令和2年度

第1回定例農業委員会会議録

令和 2年 4月20日 開催 令和 2年 4月20日 閉会

(場所) 綾川町綾南農村環境改善センター

# 令和2年度 第1回 綾川町農業委員会会議録

# 農委告示 第5号

令和2年度 第1回 農業委員会を次のとおり招集する。

令和 2 年 4 月 20 日

農業委員会会長 中添 文彦

召集 令和 2年 4月16日

場 所 綾川町綾南農村環境改善センター

開会 令和 2年 4月 20日 午前 9時 00分

閉会 令和2年4月20日 午前10時30分 (会期1日)

第1日目(4月20	出席委員	18	名					
1番		文彦	8番	大野	翔平	15番	藤重	英子
2番	石丸	俊一	9番	細谷	美一	16番	笹川	武義
			10番	谷本	利信	17番	滝川	廣男
4番	渡辺	玲子	11番	藤滝	健造	18番	三好	光春
5番	井上	博司	12番	本井	伸一	19番	福家	功
6番	川西	正廣	13番	佐藤	裕子			
7番	松本	文男	14 番	三好	滞			

農地利用最適化推進委員 - 名参加

議事録署名委員

13番 佐藤 裕子 委員、 14番 三好 満 委員

欠席

3番 森 健人 委員

公務のため出席した者の職氏名

事務局長 福家 勝己 課長補佐 坂本 雅直 主査 渡邊 宏樹

傍聴人 0 人

# 議事日程

# 令和 2年 4月20日

第	1	会期の決定について						
第	2	議事録署名委員の指名について						
第	3	議案第1号	農地法3条(農業委員会)について					
第	4	議案第2号	農地法5条(県知事)について					
第	5	議案第3号	基盤強化法第19条(農用地利用集積計画の公告)について					
第	6	議案第4号	基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得					
			(農用地利用集積計画の公告)について					
第	7	議案第5号	農地中間管理事業法第18条7項(農地利用配分計画の公告)について					
第	8	議案第6号	綾川農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更について					
第	9	報告第1号	農地法第18条(通知)について					

# 令和 2 年 4 月 農業委員会議事録

## 午前 9時00分 開会

#### 職務代理

みなさま、おはようございます。定刻が参りましたので、ただいまから令和 2 年度第 1 回農業委員会を開催します。出席者の方へのお願いです。携帯電話をお持ちの方は、本会開催中、マナーモード若しくは、電源をお切りいただきますようお願いいたします。それでは、会長よりご挨拶お願いします。

# 会長

## 【挨拶】

#### 職務代理

ありがとうございました。続きまして、事務局よりご挨拶をお願いします。

#### 事務局

## 【挨拶】

#### 職務代理

ありがとうございました。それでは、議事に移ります。議事進行につきましては、綾川町農業委員会会議規則第4条で、「会長は、会議の議長となり、議事を総理する。」とありますので、中添会長、議事進行をお願いします。

#### 議長

それでは議事に移ります。本日の欠席者は、3番森健人委員の1名です。よって18名の出席です。会期の決定ですが、会期は本日1日限りといたします。なお、「議事録署名委員の指名について」ですが、私の方で指名してよろしいでしょうか。

## 委員一同

はい

## 議長

本日の議事録署名人には、13番 佐藤 裕子 委員、14番 三好 満 委員を指名します。

## 議長

それでは、本日の議案の審議に移ります。

第1号議案「農地法3条(農業委員会)について」事務局より説明願います。

#### 事務局

農地法第3条の規定による許可申請について、説明致します。今月は、6件の申請であります。 事務局

## 議案第1号-1

譲渡人経営面積: 5,441 ㎡ 譲受人経営面積: 8,291 ㎡ 譲渡理由: 労働力不足

譲受理由: 経営規模の拡大

権利等: 所有権移転 有償売買 総額 96,000 円

説明:

申請に至った理由ですが、譲渡人は、高齢化に伴い農地の維持管理もままならない状態であり、農地を手放したいと考えていたところ、経営規模を拡大し農地を取得したいと考えていた譲受人との間で意向が合致したものであります。

次に、譲受人の経営面積としては、8,291 ㎡を有し、下限面積を超えているものであり、 現所有農地については、全て適切に維持管理されているところであります。また、取得後 の営農計画としては、自家消費用の野菜の作付けを行なう予定であります。

次に、譲受人の農作業暦としては、30年のキャリアを有し、農作業の従事日数も、150日を数えます。また、後継者となる息子もおり、30日以上、10年に及ぶ農作業経験を有しております。さらに、機械の所有状況については、トラクター2台、コンバイン1台、耕耘機2台、田植機1台、乾燥機2台、さらには、農舎を300㎡ほど所有しております。また、自家消費用の野菜の作付けを行なう計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。さらに、対象農地までの通作距離としては、200m、徒歩で3分程度の通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

#### 議案第1号-2

申請地:

譲渡人:

譲受人:

譲渡人経営面積: 1,469 ㎡

譲受人経営面積: 11,829.39 m<sup>2</sup>

譲渡理由: 農業廃止

譲受理由: 経営規模の拡大

権利等: 所有権移転 無償贈与

説明:

申請に至った理由ですが、譲渡人は、高齢化に伴い農地の維持管理もままならない状態であり、農地を手放したいと考えていたところ、経営規模を拡大し農地を取得したいと考えていた譲受人との間で意向が合致したものであります。

次に、譲受人の経営面積としては、11,829.39 ㎡を有し、下限面面積を超えているものであり、現所有農地については、全て適切に維持管理されているところであります。また、取得後の営農計画としては、水稲の作付けを行なう計画であります。

さらに、譲受人の農作業暦としては、50年のキャリアを有し、農作業の従事日数も、150日を数えます。また、機械の所有状況については、トラクター1台、コンバイン1台、耕耘機1台、田植機1台、軽トラック1台、さらには、農舎を41.32㎡ほど所有しております。これによりまして、水稲を作付けする計画でありますことから、周囲への影響も無い

ものと考えます。加えて、対象農地までの通作距離としては、400m、徒歩で 2 分程度の 通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

#### 議案第1号-3

申請地:

譲渡人:

譲受人:

譲受人経営面積: 18,328.26 m²

譲渡理由: 機能交換(道路・水路)

譲受理由: 町有地払い下げ

権利等: 所有権移転 有償売買 総額 28,644円

説明:

申請に至った理由ですが、譲受人が、譲渡人である綾川町より、所有農地内に位置する 水路の払い下げを受けることによるものであります。なお、これに伴い、譲受人より、綾 川町へ別途、代替地の寄付行為が行われております。

次に、譲受人の経営面積としては、18,328.26 ㎡を有し、下限面積を超えているものであり、この所有農地については、全て適切に維持管理されているところであります。また、取得後の営農計画としては、水稲の作付けを行なう計画であります。

さらに、譲受人の農作業歴としては、30年のキャリアを有し、農作業の従事日数も、180日を数えます。さらに、機械の所有状況については、トラクター1台、コンバイン1台、耕耘機1台、田植機1台、トラック1台を所有しているところであります。また、水稲の作付けを行なう計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。そして、対象農地までの通作距離としては、50m、徒歩で1分程度の通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

## 議案第1号-4

申請地:

譲渡人:

譲受人:

譲渡人経営面積: 1,158 ㎡ 譲受人経営面積: 15,225 ㎡

譲渡理由: 高齢化による経営縮小

譲受理由: 経営規模の拡大

権利等: 所有権移転 無償贈与

説明:

申請に至った理由ですが、譲渡人は、

申請地までの通作距離も遠く、労働力不足もあいまって、今後、高齢化に伴う農地の維持管理を心配するようになったことから、農地を手放したいと考えていたところ、経営規模を拡大し農地を取得したいと考えていた小作人でもある譲受人との間で意向が合致したものであります。

また、今も申し上げましたように、この申請地につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18条の規定によります利用権の設定が、現在継続中の農地ではありますが、今回、農地法第 18条第 6 項の規定に係る合意解約の手続きに関しましては、必要ありません。その根拠と致しましては、民法の第 179条第 1 項に定められております同一物についての所有権及び他の物権としての利用権に関しまして、今回、所有権に係る譲受人と他の物件としての利用権に係る小作人が同一人物となったことにより、他の物権としての利用権が消滅するためであります。

なお、譲受人の経営面積としては、15,225 ㎡を有し、下限面積をすでに超えているものであり、この所有農地については、全て適切に維持管理されているところであります。また、取得後の営農計画としては、水稲の作付けを行なう計画であります。

次に、譲受人の農作業暦としては、10年のキャリアを有し、農作業の従事日数も、150日を数えます。さらに、農機具等の所有状況については、トラクター1台、コンバイン1台、耕耘機1台、田植機1台、トラック1台に加えて農舎100㎡を所有しているところであります。また、水稲の作付けを行なう計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。さらに、対象農地までの通作距離としては、100m、徒歩で3分程度の通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

# 議案第1号-5

申請地:

譲渡人:

譲受人:

譲渡人経営面積: 4,405 ㎡ 譲受人経営面積: 123 ㎡

譲渡理由: その他(相続人不在財産の売却)

譲受理由: 経営規模の拡大

権利等: 所有権移転 有償売買 総額 41万円

説明:

申請に至った理由ですが、譲渡人は、民法 952 条に基づく、家庭裁判所の審判により、相続財産を管理しており、財産の処分を考えていたところ、経営規模を拡大し農地を取得したいと考えていた譲受人との間で意向が合致したものであります。

また、譲受人の経営面積としては、今回の取得面積を併せますと、下限面積を超えてお

りますが、譲受人本人としては、123 ㎡しか有していないため、新規就農にあたる「営農 計画書|を提出させ、農地についての今後5年間の営農・作業計画並びに収支計画等を確 認しましたところ、全て適切に計画されておりますことから、その資格を認めることにつ いてご報告致しておきます。また、取得後の営農計画としては、野菜等の栽培を行なう予 定であり、収穫物については、産直市等に出荷することで、販売経路を確実に確保したい とのことであります。

なお、譲受人の農作業暦としては、40年のキャリアを有し、農作業の従事日数も、180 日を数えます。 農業経験のある臨時を1名雇い、3名で農業 を行なっていくとのことであります。さらに、農機具等の所有状況については、トラクタ -1台、耕耘機1台、トラック1台を所有しているところであります。また、野菜等の作 付けを行なう計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。さらに、対象農 地までの通作距離としては、1 k m、車で 5 分程度の通作可能な圏内に居住しているもの と考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当し ないことから、許可相当と考えます。

## 議案第1号-6

申請地:

譲渡人:

譲受人:

譲渡人経営面積: 3,769 m<sup>2</sup>

譲受人耕作面積: 0 m²

譲渡理由: 農業廃止

譲受理由: その他(農地付き空き家バンクによる農業新規参入)

所有権移転 有償売買 総額 15万円 権利等:

説明:

申請に至った理由ですが、

成年後見人による財産管理が行われているとこ

ろであります。今後、自らが財産の管理、さらには自宅での生活が著しく困難な状態であ ることを踏まえ、今回、町が推進する「空き家バンク制度」に登録して、財産処分を考え ていたところ、新たに農業を行ないたいと考えていた親戚にもあたる譲受人との間で意向 が合致したものであります。

なお、譲受人の経営面積としましては、今回の取得面積の3,769㎡のみであり、40aの 下限面積に達しておりませんが、この案件については、3月の定例農業委員会でお諮り致 しましたように、農地法第3条第2項第5号の規定に基づく、「別段の面積及び区域の指 定」の申請を受け、農地法施行規則第 18 条第 1 項の規定により、農業委員会の議決を得 て、別段の面積と区域を定め、農地法第18条第1項の規定に基づき、条例同様に1か月 間の公告を経て、今回、申請に至ったものであり、これにつきましては、適当かつ妥当な ものと考えられます。ただし、譲受人が、農業経験がないことから、新規就農にあたる「営 農計画書」を提出させ、農地についての今後5年間の営農・作業計画並びに収支計画等を十分に確認致しましたところ、全て適切に計画されておりますことから、その資格を認めることについてご報告致しておきます。また、取得後の営農計画としては、水稲・野菜等の栽培を行なう予定であり、近隣在住の精農家の方の指導並びに協力も得られることから、今後、農業経験を積んで、自立していくとのことであります。また、収穫物については、地元農協等に出荷することで、販売経路を確実に確保したいとのことであります。

なお、農機具等の所有状況については、 トラクター1 台、田植機1台、さらには、農舎58㎡を譲り受けるとともに、コンバインについては、知人からの借入れを予定しており、軽トラックについては、自らが所有しているところであります。また、水稲・野菜等の作付けを行なう計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。さらに、今後、吉川氏の空き家も購入することで、それを取り巻く対象農地までの通作距離は、ほとんどなく、通作可能な圏内に居住するものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

以上ご審議のほど、よろしくお願い致します。

## 議長

議案第1号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、第2号議案「農地法5条(県知事)について」です。事務局より説明をお願いします。 事務局

農地法第5条の規定による許可申請について、説明します。今月は4件です。

議案第2号-1(2月農振除外分)

地図・図面:

権利: 所有権移転 有償売買

申請地:

地種: 2種農地

譲渡人:

譲受人:

主転用目的: 住宅用地 一般個人住宅

施設の概要: カーポート平屋建 1棟 34.68 ㎡

申請事由: 宅地拡張

説明:【理由】 現在、縦列駐車で自家用車2台を置いておりますが、出入りに不便なため、新た に駐車スペースを確保したいことと、庭を拡張したいと考え申請に及んだもので す。

【資金】 土地代 20万円 造成費 50万円、建築費 40万円、合計 110万円 自己資金 110万円、借入金 0万円

【期間】 令和2年6月1日~令和2年8月31日

【造成】 花崗土による盛土 H=0.4m、 コンクリート擁壁 なし 【排水】 雨水:溜枡を設置し、東側既設宅内水路を経由し北側水路へ排水、汚水:なし 【水利】 【隣接同意】 議案第2号-2 地図・図面: 権利: 申請地: 地種: 3種農地 譲渡人: 譲受人: 主転用目的: その他の業務用地/再エネ発電設備 施設の概要: 太陽光発電設備 6基 (パネル 540枚) 663.17 ㎡、電柱 1本 0.01 ㎡ 合計 663.18 m<sup>2</sup> 申請事由: 太陽光発電事業 説明:【理由】 申請人は、 電気通信事業 や自然エネルギー等に関する関連設備機器の開発・販売・管理・運営などを営む法 人です。事業展開は、全国的に行っており、現在香川県では、 などでパネルを設置しており、稼働中です。 申請人が発電事業の規模拡大を考えていたところ、農地の維持管理費の費用負担 を理由に農地を手放したいと考えていた土地所有者との間で意向が合致したため、 申請に及んだものです。 【資金】 土地代 330 万円 造成費 0 万円、建築費 1,225 万円 自己資金 1,555 万円、借入金 0 万円 【期間】 令和2年6月1日~令和2年9月30日 【造成】 盛土・切土 なし、 コンクリート擁壁 なし 【排水】 雨水:自然浸透、 汚水:なし 【水利】 【隣接同意】

議案第2号-3

地図・図面:

権利: 所有権移転 有償売買

申請地:

地種: 2種農地

譲渡人:

譲受人:

主転用目的: 住宅用地/集団住宅その他

施設の概要: 住宅 2 階建 5 棟 (58.75 ㎡/戸) 293.75 ㎡

申請事由: 分譲住宅

説明:【理由】 申請人は、

不動産業を

主に営む法人です。申請地周辺での分譲地購入希望が多数あり、候補地を検討していましたが、農地の管理に苦慮していた土地所有者との間で意向が合致したことと、本申請地北東約50mの平成30年9月許可分の分譲地5棟については、既に完売しており、周辺での販売問い合わせ状況から判断し5棟程度の販売は可能であると判断し、申請に及んだものです。

【資金】 土地代 886 万円 造成費 1,000 万円、建築費 3,000 万円 自己資金 4,886 万円、借入金 0 万円

【期間】 令和2年6月1日~令和5年5月31日

【造成】 花崗土による盛土 H=1.0m (最大)、切土 H=1.0 (最大) コンクリート擁壁 H=1.3m (最大)

【排水】 雨水: 溜枡を設置し、西側水路へ排水、汚水:合併浄化槽の設置

【水利】

【隣接同意】

議案第2号-4

地図・図面:

権利: 所有権移転 有償売買

申請地:

地種: 3種農地

譲渡人:

譲受人:

主転用目的: 住宅用地/集団住宅その他

施設の概要: 住宅 2 階建 1 棟 93.57 ㎡、住宅平屋建 1 棟 75.81 ㎡ 合計 169.38 ㎡

申請事由: 分譲住宅

説明:【理由】 申請人は、

木材の加工

及び販売、建築工事の設計施工、土地建物の売買及び分譲を営む法人です。申請地 周辺での分譲地購入希望があり、候補地を検討していましたが、農地を処分したい と考えていた土地所有者との間で意向が合致したことと、問い合わせ状況から判断 し2棟の販売は確実であると判断し、申請に及んだものです。

【資金】 土地代 360 万円 造成費 240 万円、建築費 1,500 万円、合計 2,100 万円 自己資金 2,089 万円、借入金 11 万円 (会社社長個人からの借入)

【期間】 令和2年6月1日~令和5年5月31日

【造成】 花崗土による盛土 H=0.15~0.35m、 コンクリート擁壁 H=0.3~0.85m

【排水】 雨水: 溜枡を設置し西側水路へ放流、汚水: 公共下水道へ接続

【水利】

【隣接同意】

以上、ご審議の程よろしくお願いします。

議長

議案第2号につきまして、何か質問はありませんか?

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第3号「基盤強化法第19条(農用地利用集積計画の公告)について」です。なお、 案件第 15 号・17 号に 関係する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは、事務局より説明を願います。

事務局

はい。第 15 及び 17 号案件について、説明します。P. 11 と P.12 をご覧ください。

案件 15 号

所在:

貸付人:

借受人:

借受人経営面積: 69,706 m²

賃料: 年間 7,955 円 (10 a 当り 5,000 円)

期間: R2.5.1~R8.4.30 (6年間)

利用内容: 水稲・麦

案件 17 号

所在:

貸付人:

借受人:

借受人経営面積: 69,706 m<sup>2</sup>

賃料: 年間 24,715 円 (10 a 当り 5,000 円)

期間: R2.5.6~R12.5.5 (10年間)

利用内容: 水稲・麦

以上、審議のほどよろしくお願いします。

議長

案件第15号17号につきまして、何か質問はありませんか?

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第3号の案件第15号・17号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

举手多数

## 議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。

入室の上、ご着席下さい。

# 【入室】

#### 議長

事務局より、残りの案件につきまして説明を求めます。

# 事務局

基盤強化法第 19 条(農用地利用集積計画の公告) について説明します。P.4~P.13 をご覧ください。

先ほどご審議いただいた案件を含む、

契約件数: 18件 合計 43,046 m<sup>2</sup>

以上、審議のほどよろしくお願いします。

#### 議長

議案第3号についてご質問はございませんか。

## 委員一同

なし

## 議長

続きまして、議案第 4 号「基盤強化法第 19 条による中間管理権の取得(農用地利用集積計画の公告)」です。事務局より説明を願います。

#### 事務局

これは、次の議案でご審議いただく機構から担い手に貸付けるため、農地中間管理権を取得するものです。

P.14~P.25 をご覧ください。

契約件数: 22件 合計 69,255 m<sup>2</sup>

新規契約: 1番~ 22番 22件 69,255 m<sup>2</sup>

更新契約: -

以上、審議のほどよろしくお願いします。

# 議長

議案第4号について、ご質問はございませんか。

#### 委員一同

なし

## 議長

続きまして、議案第5号「農地中間管理事業法第18条7項(農地利用配分計画の公告)について」です。なお、案件第33号・34号に 関係する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

# 【退室】

## 議長

それでは、事務局より説明を願います。

## 事務局

はい。農地中間管理事業法第18条7項(農地利用配分計画の公告)第33号・34号案件について、

説明します。先ほど議案第4号でご審議いただきました農地を、農地機構から担い手への貸し付けるものです。

## 議案第5号-33~34

権利設定する土地:

設定する権利: 賃借権

期間: 両件とも R2.5.1~R8.4.30 (6年間)

貸付先:

賃料: 案件33号 8,330円 (10a当たり5,000円)

案件34号 2,540円 (10 a 当たり5,000円)

利用内容: 両件とも水稲・麦・野菜 以上審議のほどよろしくお願いします。

議長

案件第33号・34号につきまして、何か質問はありませんか?

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第5号の案件第33号・34号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。

入室の上、ご着席下さい。

【入室】

議長

事務局より、残りの案件につきまして説明を求めます。

事務局

先ほど説明いたしました案件を含む、

契約筆数 52 筆 (22 件) 合計 69,255 ㎡

新規契約 1番~52番 52筆 69,255 m²

議長

議案第5号についてご質問はございませんか。

滝川委員

# 香川県農地機構

今後本人の意向を確認し、地域の農業振興に支障の出

ないように対応していくつもりです。機構としては、綾川町など関係者と連携して適切な対応に努め てまいりたいと考えています。

## 滝川委員

もし、急に周辺の農業者が分担して営農することになっても、大きな面積を集積していることと思 いますので、全てを賄うのは難しいと思います。

#### 香川県農地機構

地権者からも、心配の声は届いております。地域農業のためにも継続していける方がいいと考えて いますが、現段階ではそれ以上申し上げられません。

#### 滝川委員

#### 事務局

本人の意向や状況を確認し、判断したいと

考えています。

## 香川県農地機構

今後、地元農業委員さんにもご相談させていただくこともあろうかと思いますが、よろしくお願い

農地所有者やその周辺の農業者が困らないよう、適切に対応して参りたいと思いますので、よろし くお願いします。

#### 議長

他にありませんか

#### 委員一同

なし

# 議長

続きまして、議案第6号「綾川農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更について」です。 事務局より説明を願います。

# 事務局

それでは、議案第6号綾川農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更について説明します。 今月は2件の申請です。

## 議案第6号-1(除外)

変更前の土地所有者:

変更後の土地所有者:

申出区分: 農用地からの除外

地図

申請地:

除外前用途: 農地

除外後用途: 分家住宅 農地区分: 2種農地

説明内容:

【施設の概要】 住宅平家建 1棟

·延床面積 116.35 ㎡

·建築面積 125.04 ㎡

· 宅地面積 466 ㎡

【資金内訳】 土地代 0万円、造成費 100万円、建築費 2,000万円、総額:2,100万円

<内訳>

自己資金 0万円、借入金 2,100万円

【変更を必要とする理由】

現在、 規に見てもらうとともに、休日、実家の農作業の手伝いも行ないながら、将来的には、 親の高齢化に伴う介護等の世話をするために、親が所有する近くの土地に分家住宅を建 て住みたいとのことであります。

【工事着工時期】 令和2年8月 【供用開始時期】 令和3年4月

【造成】 花崗土による盛土 (H=0.2m)、コンクリート擁壁、H=0.5m、W=0.15

【排水】 雨水処理:溜め桝を設置して、東側既設水路に放流します。

汚水処理:合併浄化槽(5人槽)を設置します。

【利用率】 敷地面積 466 ㎡、建築面積 125.04 ㎡

26.80% (≥22%) であり、土地利用率の基準を満たしております。

【隣接農地関係者の同意】

#### 【除外申出に係る意見書】

申出地は、立地条件その他から判断し適当な場所であり、今後の当該地域の農業振興 施策の実施に支障を与えるものではないとして、「やむを得ないもの」との

意見書が添えられております。

これにより、分家住宅にあたっては、緩和された一辺異種目接続が必要とされているところでありますが、町としては、これを満たすことにより、周辺農地の団地化を分断し、明らかに農作業の効率化に支障をきたす恐れがあるため、支障とならない農地の端の方で、まとまった宅地面積を取ることが妥当であるものと判断するところであります。したがいまして、当該農業振興地域における農用地区域以外の区域内の土地利用の状

況から鑑みまして、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるとともに、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に関しましても、支障を及ぼすものとは考えにくいことから、「農業振興地域の整備に関する法律」第13条第2項各号に照らし、これら要件を満たすものとして、除外することが妥当であるものと考えます。

#### 議案第6号-2(除外)

変更前の土地所有者:

変更後の土地所有者:

申出区分: 農用地からの除外

地図

申請地:

併せて利用する土地:

除外前用途: 農地

除外後用途: 事業用、社員用駐車場及び資材置き場

農地区分: 2種農地

説明内容:

【施設の概要】 ・資材置き場(パレット 200 枚)

·事業用自動車駐車場(9台分)

・社員用自動車駐車場(9台分)

【資金内訳】 土地代 25万円、造成費 100万円、建築費 0万円、総額:125万円

<内訳>

自己資金 125万円、借入金 0万円

#### 【変更を必要とする理由】

現在、事業用駐車場等として利用している場所の賃貸借契約期間が、近日中に満了となるため、これに代わる代替地を探していたところ、3箇所の候補地があり、その中で、大型トラック5台等、さらには、社員用駐車場及び資材置き場として、比較検討した結果、この農地が最も適当な土地であるとのことであります。

【工事着工時期】 令和2年9月 【供用開始時期】 令和2年10月

【造成】 花崗土による盛土(H=1.0m)、コンクリート擁壁はなし 勾配 45°

【排水】 雨水処理:自然浸透、 汚水処理:ありません。

【利用率】  $1,802 \text{ m}^2 \text{ (田)} + 609 \text{ m}^2 \text{ (山林)} = 2,411 \text{ m}^2$ 

【隣接農地関係者の同意】

隣接する農地関係者は、おりません。

## 【除外申出に係る意見書】

申出地は、立地条件その他から判断し適当な場所であり、今後の当該地域の農業振興 施策の実施に支障を与えるものではないとして、「やむを得ないもの」との

意見書が添えられております。

したがいまして、当該農業振興地域における農用地区域以外の区域内の土地利用の状

況から鑑みまして、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるとともに、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に関しましても、支障を及ぼすものとは考えにくいことから、「農業振興地域の整備に関する法律」第13条第2項各号に照らし、これら要件を満たすものとして、除外することが妥当であるものと考えます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

# 議長

議案第6号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、報告第1号「基農地法第18条(通知)について」です。事務局より説明を願います。 事務局

報告第1号基農地法第18条(通知)について、説明します。今月は、8件あります。

 報告 1 - 1

 申請地:

 賃貸人:

 賃借人:

解約日: 令和2年3月25日

説 明:利用権の解約を行うものであり離作補償はありません。議案第2号での説明のとおり転用申 請が出ております。

 報告 1 - 2

 申請地:

 賃貸人:

 賃借人:

解約日:令和2年3月31日

説 明:利用権の解約を行うものであり離作補償はありません。今後は、所有者が耕作します。

 報告 1 - 3

 申請地:

賃貸人: 賃借人:

解約日:令和2年3月31日

説 明:利用権の解約を行うものであり離作補償はありません。今後は、所有者が耕作します。

報告 1 -4申請地:賃貸人:賃借人:

解約日:令和2年3月31日

説 明:利用権の解約を行うものであり離作補償はありません。今後は、所有者が耕作します。

報告1-5

申請地:

賃借人:

賃貸人:

解約日:令和2年3月17日

説 明:利用権の解約を行うものであり離作補償はありません。今後は、所有者が耕作します。

報告1-6

申請地:

賃貸人:

賃借人: 解約日:令和2年3月11日

説 明:利用権の解約を行うものであり離作補償はありません。今後は、所有者が耕作します。

報告1-7

申請地:

賃貸人:

賃借人: 解約日: 令和2年3月31日

説 明:利用権の解約を行うものであり離作補償はありません。議案第6号での説明のとおり一部を 分家住宅として転用予定です。

報告1-8

申請地:

賃貸人: 賃借人:

解約日:令和2年3月31日

説 明:利用権の解約を行うものであり離作補償はありません。議案第6号での説明のとおり一部を 分家住宅として転用予定です。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

報告第1号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

以上ですべての議案についての説明、質疑が終了しました。

それでは、採決に入ります。本日提案された第1号議案から第6号議案のうち、第3号議案の案件 第15号、17号、第5号議案の案件第33号、34号、50号、51号を除く案件について、原案通り賛成 する方の挙手を求めます。

# 委員一同

全員挙手

# 議長

全員の方の挙手をいただきましたので、議案はすべて承認されました。以上で本日の日程はすべて 終了しました。ありがとうございました。

# 職務代理

本日も各委員さんのご協力により定例農業委員会が無事終了致しました。慎重なご審議ありがとうございました。それでは、第1回定例農業委員会を閉会致します。

午前 10時 30分

閉会